

## 新型定期預金〈マイハーベスト〉 商品概要説明書

(2025年1月現在)

商品名	新型定期預金(愛称:マイハーベスト)
ご利用いただける方	個人のお客さま
期間	
(1)預入期間	1年、2年、3年 ※満期日指定方式はございません
(2)自動継続の取扱い	自動継続(元利継続または元金継続)でのお取り扱いとなります。 満期日に同一の期間、同一のお利息処理方法で新型定期預金に継続します。
最低預入金額	50万円
預入単位	1円
預入方法	一括してお預け入れいただきます。
払戻方法	満期日以後に一括払戻します。ただし、この預金は自動継続での取引となるため、払戻しには満期日までに自動継続を停止する等の手続きを行っていただく必要があります。
利息	
(1)適用利率	お預け入れ時における新型定期預金の店頭表示の利率(固定金利)とします。 自動継続後の利率は、継続日における新型定期預金の店頭表示の利率(固定金利)とします。 自動継続を停止した場合のこの預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
(2)利払方法	満期日以後に一括して支払います。 元利継続の場合の利息は、満期日に元金に組み入れて継続します。
(3)計算方法	お預け入れ日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数について約定(適用)利率によって計算します。 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、6カ月複利の方法で計算します。 1円未満の端数は切り捨てます。
(4)課税	利息額の20.315%※(国税15.315%、地方税5%)が分離課税されます。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までに受け取る利息については、復興特別所得税が追加課税されております。
手数料	手数料はかかりません。
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合口座にてご利用いただく場合は、この預金を担保として、総合口座の普通預金で当座貸越ができます。なお、貸越利率は、担保とする定期預金の約定(適用)利率に0.5%を上乗せした利率となります。</li> <li>・この預金は、マル優のお取扱いができます。</li> </ul>

<p>期限前解約時の取扱い</p>	<p>この預金は満期日前に解約する場合、一部だけの解約はできません。また、満期日前の解約の場合におけるこの預金の利息計算は、以下の方法により行いますので、ご注意ください。</p> <p>お預け入れ日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次のお預け入れ期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。この利率が解約日における普通預金利率を下回るときは解約日の普通預金利率)によって計算し(6カ月複利の方法で計算します)、この預金とともに支払います。</p> <p>①【預入後の1年後の応当日を満期日としたこの預金の場合】  預入後1年未満 解約日における普通預金利率</p> <p>②【預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合】  A 預入後1年未満 解約日における普通預金利率  B 預入後1年以上2年未満 約定利率×10%</p> <p>③【預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合】  A 預入後1年未満 解約日における普通預金利率  B 預入後1年以上2年未満 約定(適用)利率×10%  C 預入後2年以上3年未満 約定(適用)利率×10%</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。</li> <li>・自動継続を停止するときは、満期日までに当金庫所定のお手続きを行ってください。</li> <li>・自動継続を停止した場合の元金・利息または元金継続の場合の利息を指定口座へ入金する際、満期日が銀行休業日であったときは、その銀行休業日付けで、翌営業日に指定口座への入金手続きを行います。</li> <li>・利率は窓口までお問い合わせください。</li> <li>・この預金は、通帳式でのお取扱いとなります。</li> </ul>
<p>当金庫に対する苦情申出先</p>	<p>お客さまサービスセンター  お客さまサービスセンター連絡先  電話番号 0120-079-366  サービスについてのご意見・ご感想(商工中金ホームページ内)  <a href="https://www.shokochukin.co.jp/opinion/service/">https://www.shokochukin.co.jp/opinion/service/</a></p>
<p>当金庫との紛争の解決のための申立先</p>	<p>東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター  東京弁護士会紛争解決センター連絡先  電話番号 03-3581-0031  第一東京弁護士会仲裁センター連絡先  電話番号 03-3595-8588  第二東京弁護士会仲裁センター連絡先  電話番号 03-3581-2249</p>